

公 告

次のとおり廿日市市文化センター売店運営等事業に関して、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル方式）を実施するので公告する。

平成29年7月3日

廿日市市長 眞野勝弘

1 プロポーザルに付する事項

(1) 事業名

廿日市市文化センター売店運営等事業

(2) 事業内容

廿日市市文化センター1階の指定場所における売店の設置、運営及び維持管理並びに契約終了に伴う原状回復を事業内容とする。

(3) 貸付物件

廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市文化センター1階

面積 約80㎡

場所 地上1階（配置図・平面図は別紙参照）

(4) 契約方法等

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定により行政財産の貸付けとし、決定事業者は、市と賃貸借契約を締結する。

(5) 契約時期及び契約期間等

① 契約締結時期 平成29年9月～10月（予定）

② 契約期間 契約締結日から平成35年3月31日まで

※契約期間には、開店準備、閉店に伴う原状回復期間を含む。また、契約は定期建物賃貸借契約によるものとし、契約期間満了後、引き続き貸付を希望する場合は、市との協議により再契約を行うこととなる。

(6) 賃貸借料

① 賃貸借料は、月額153,760円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上とし、廿日市市文化センター売店運営等事業者公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）で定める企画提案書に記載した額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

② 賃貸借料は、契約締結の日から発生するものとする。

2 店舗の制限、賃貸借料以外の費用負担、応募の条件、選定基準及び評価基準等別紙「実施要領」に定めるとおり

3 運営条件等

廿日市市文化センター売店運営等事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定めるとおり

4 プロポーザルのスケジュール

実施日・期間等 (平成29年)	実施内容
7月 3日 (月)	実施要領等の公表
7月19日 (水)	参加申込期限、質疑提出期限及び貸付物件見学期限
8月 3日 (木)	企画提案書提出期限
8月 9日 (水)	プレゼンテーションの実施
8月 中旬	審査結果通知・公表
8月 中旬～9月 (予定)	業務内容・改装内容等の協議
9月～11月 (予定)	契約締結、改装工事及び店舗オープン

※質疑に対する回答は、回答内容を作成した段階で順次行う。

※貸付物件の見学については、7月3日(水)から7月19日(水)までの期間内で実施を行う。希望する日時を総務課庶務係に電話で予約すること。

5 実施要領等の配布について

実施要領等は、廿日市市公式ホームページからダウンロードすること。

6 契約候補者の選定について

プレゼンテーション及び提出された企画提案書を、廿日市市文化センター売店運営等事業者選定委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約候補者として選定する。

7 契約締結について

審査の結果、契約候補者として選定された事業者と契約に関する協議を行い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定による行政財産の貸付けとして、市と賃貸借契約の締結を行う。

なお、契約候補者と協議が整わない場合、契約候補者に次いで高い評価を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

8 その他

本プロポーザル及び契約に関する詳細は、「実施要領」及び「要求水準書」による。

9 問い合わせ先

廿日市市総務部総務課庶務係

所在地 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 (0829)30-9100

FAX (0829)32-1059

電子メール somu@city.hatsukaichi.lg.jp